

内視鏡機器システム 一式

(Endoscopic video system)

仕様書

令和8年6月

国立大学法人琉球大学

I 仕様書概要

1 調達背景及び目的

本学では新病院への移転に伴い、内視鏡の洗浄エリアを外来共用エリア、光学医療エリア、手術部エリアの3ヶ所に集約することを予定している。

そのため外来診療エリアなどで使用する内視鏡装置、ビデオスコープ並びに内視鏡洗浄装置の増設が必要である。

2 調達物品及び構成内訳

内視鏡ビデオシステム他
(構成内訳) 1式

1. 内視鏡ビデオシステム(消化管・胆膵・気管支用)	1式
2. 上部消化管ビデオスコープ(観察用・拡大機能つき)	2本
3. 上部消化管ビデオスコープ(観察用・細径)	1本
4. 大腸ビデオスコープ(観察用・拡大機能つき)	2本
5. 大腸ビデオスコープ(観察用・処置用)	1本
6. 十二指腸ビデオスコープ(観察用・処置用)	2本
7. 気管支ビデオスコープ(観察用・細径)	1本
8. 超音波気管支ビデオスコープ	1本
9. 高周波装置	1式

以上の搬入、据付、配管、配線、調整等を含む。

3 技術的要件の概要

1. 本調達物品に係る性能・機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は別紙に示すとおりである。
2. 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
3. 必須の要求要件は本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には、不合格となり、落札決定の対象から除外する。
4. 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学技術審査委員会において、入札機器に係る技術仕様書を含む入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

4 その他

1. 仕様に関する留意事項

- 1) 提案する機器は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。
- 2) 入札後、モデルチェンジ等の事由が発生した場合には、本学と協議のうえ、最新の機種を納入すること。
- 3) 入札機器に備えるべき技術的要件で示す「できること」、「有すること」、「可能であること」等の仕様については、納入時点において全て実現していること。

2. 提案に関する留意事項

- 1) 提案機器が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付し参照すべき箇所を明示する等して説明すること。(要求要件と提案機器に係る性能等を、対比表を作成して示すこと)。参照すべき箇所が、メーカーの仕様書、説明書、カタログ等である場合は、表中に参照資料番号を記入すると共に、資料中にアンダーラインを付したり、色付けしたり、余白に大きく矢印を付したりすることによって当該部分を明示すること。従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると本学技術審査委員会が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- 2) 提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。
- 3) 提出資料等に関する照会先を明記すること。

Ⅱ 調達物品に備えるべき要件

(性能・機能に関する要件)

- 1 内視鏡ビデオシステム他一式
- 1-1 内視鏡ビデオシステム(消化管・胆膵・気管支用)は、以下の要件を満たすこと。
 - 1-1-1 ビデオシステムセンターはLED光源、操作タッチパネルを採用していること。
 - 1-1-2 ビデオシステムセンターはカメラコントロールユニットと光源装置が一体化されたシステムを採用していること。
 - 1-1-3 画像強調システム(WLI(通常光)観察、NBI(狭帯域光)観察、AFI(蛍光)観察、RDI(赤色光)観察)が可能であること。
 - 1-1-4 4K対応30型以上のモニターを備えていること。
 - 1-1-5 キャスターにより移動が行えること
- 1-2 上部消化管ビデオスコープ(観察用・拡大機能つき)は以下の要件を満たすこと。
 - 1-2-1 1-1に接続可能であること。
 - 1-2-2 先端部外径が10.0mm以下であること。
 - 1-2-3 拡大時はレバー型調整の上部消化管ビデオスコープであること。
 - 1-2-4 最大拡大倍率125倍であること
 - 1-2-5 送水口を採用していること。
 - 1-2-6 視野角は、通常130度、拡大時80度以上であること
 - 1-2-7 湾曲角は、上200度、下90度、右90度、左90度以上であること
- 1-3 上部消化管ビデオスコープ(観察用・細径)は以下の要件を満たすこと。
 - 1-3-1 1-1に接続可能であること。
 - 1-3-2 先端部外径が5.4mm以下であること。
 - 1-3-3 視野角は130度以上であること
 - 1-3-4 湾曲角は、上200度、下90度、右90度、左90度以上であること
- 1-4 大腸ビデオスコープ(観察用・拡大機能つき)は以下の要件を満たすこと。
 - 1-4-1 1-1に接続可能であること。
 - 1-4-2 先端部外径が11.8mm以下であること。
 - 1-4-3 拡大時はレバー型調整の下部消化管ビデオスコープであること。
 - 1-4-4 最大拡大倍率170倍であること
 - 1-4-5 送水口を採用していること。
 - 1-4-6 視野角は、通常160度、拡大時80度以上であること
 - 1-4-7 湾曲角は、上170度、下170度、右150度、左150度以上であること
- 1-5 大腸ビデオスコープ(観察用・処置用)は以下の要件を満たすこと。
 - 1-5-1 1-1に接続可能であること。
 - 1-5-2 先端部外径が10.0mm以下であること。
 - 1-5-3 送水口を採用していること。
 - 1-5-4 視野角は130度以上であること
 - 1-5-5 湾曲角は、上200度、下170度、右150度、左150度以上であること
- 1-6 十二指腸ビデオスコープ(観察用・処置用)は以下の要件を満たすこと。
 - 1-6-1 1-1に接続可能であること。
 - 1-6-2 先端部外径が13.6mm以下であること。
 - 1-6-3 鉗子チャンネル径がφ4.2mm以上であること。
 - 1-6-4 視野角は90度以上であること
 - 1-6-5 湾曲角は、上100度、下90度、右90度、左90度以上であること
- 1-7 気管支ビデオスコープ(観察用・細径)は以下の要件を満たすこと。
 - 1-7-1 1-1に接続可能であること。
 - 1-7-2 先端部外径が3.5mm以下であること
 - 1-7-3 湾曲角は、上200度、下100度以上であること
- 1-8 超音波気管支ビデオスコープは以下の要件を満たすこと。
 - 1-8-1 1-1に接続可能であること。
 - 1-8-2 先端部外径が6.7mm以下であること
 - 1-8-3 湾曲角は、上150度、下60度以上であること
- 1-9 高周波装置は以下の要件を満たすこと。
 - 1-9-1 endoCUT U(underwater下での処置に適した性能)を搭載していること
 - 1-9-2 アルゴンプラズマ凝固療法が行える機器と接続が可能であること
 - 1-9-3 10インチ以上のタッチパネルを搭載していること

(性能・機能以外に関する要件)

1	設置条件等
1-1	設置場所
1-1-1	当院が指定した場所に設置すること。
1-2	設備要件
1-2-1	当院が用意した一次側設備以外に必要な電源設備、給排水設備、空調設備があれば現地確認の上、供給者において用意すること。
1-2-2	当院が指定したシステムへの接続費用の全てを本調達に含めること。接続にあたり追加費用の請求は、一切認めないものとする。
1-3	搬入、据付、配線、調整及び撤去
1-3-1	機器の搬入、据付、配線、配管、調整については、診療業務に支障をきたさないよう、当院の職員と協議のうえ、その指示によること。
1-3-2	搬入に際しては、壁、床、エレベータ等傷つけぬよう注意し、搬入すること。損傷が発生した場合には、供給者の責任において補修・修理もしくは原状回復をすること。
1-3-3	納入場所が病院であるという特殊性を考慮に入れて、搬入、据付、調整の際には、清潔に注意すると共に、作業終了後は、作業を行った箇所等の消毒を行うこと。
1-3-4	設置工事は納入予定日、工事予定期間を事前に当院職員と打ち合わせ、そのスケジュールに従い完了すること。
1-3-5	本機器の導入に伴い関係省庁等への各種申請が必要である場合、落札後、速やかに申し出、申請に関し、協力すること。
2	保守体制等
2-1	保守体制
2-1-1	通常の使用で発生した故障の修理及び定期的保守点検を実施できる体制であること。
2-1-2	当院に2時間以内に到着できる範囲内で、技術サービス員を複数名有する支店もしくは代理店があること。
2-2	保証期間
2-2-1	納入検査確認後1年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。
3	障害支援体制等
3-1	障害時において、復旧のため通報を受けてから2時間以内に現場で対応できる体制であること。
3-2	毎日9時～22時まで365日対応可能なコールセンタを設置していること。
4	その他
4-1	教育体制等
4-1-1	機器の取り扱いに関する教育訓練は、当院職員と協議のうえ、指定する日時、場所で行うこと。
4-1-2	本調達物品やデータに関する質問、学術サポートに対して常時対応可能であること。
4-2	説明書・マニュアル等
4-2-1	操作マニュアルは、すべての機器について日本語版を3部提供すること。
4-3	その他
4-3-1	納入する機器等に係る情報を、当院が指定するテンプレートに入力のうえ、当該機器の写真(設置場所も含む)を添えて提出すること。なお、特別な事情を除き納品完了後1週間以内に提出すること。